

平成30年度(第62回)船員労働安全衛生月間について

今週は、9月1日からの1カ月間行われる平成30年度(第62回)船員労働安全衛生月間についてお知らせします。

【趣旨・概要】

船員労働安全衛生月間は、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者および船員による自主的な安全衛生活動の促進などにより船員災害の防止を図ることを目的として、昭和32年度から実施しています。

月間中に、全国の地方(地区)船員労働安全衛生協議会などによる安全衛生に関する訪船指導や船員災害防止大会、安全衛生に関する各種講習会・講演会、医療機関と連携した無料健康診断を行うほか、各船舶や事業所においても自主点検・労働災害防止対策を実施していただくなど、各般の取り組みの推進を図ることにしています。

【スローガン】

確認しましょう2度、3度 笑顔で家族に会うために

【船舶内の自主総点検ならびに防止対策の実施】

本月間の趣旨を認識して、船長および安全・衛生担当者らを中心に乗組員が一丸となつて、次の点を参考に船舶内の自主総点検ならびに防止対策を実施しましょう。

(1)安全衛生意識の高揚

▽船舶における緑十字旗の掲揚、ポスターおよび安全衛生標語の掲示、安全担当者および衛生担当者のバッジ、腕章の着用を励行する。

▽船員災害防止協会が開催するパワーハラスメントおよびメンタルヘルスに関する衛生講習会への参加を推進する。

(2)災害防止に関するノウハウの修得、災害・海難事例などの情報収集・分析

▽船員災害防止大会や安全衛生に関する各種講演会などに積極的に参加し、災害防止に関するノウハウの修得に努める。

▽船員災害防止協会発行の各種冊子や運輸安全委員会の「船舶事故ハザードマップ」などにより災害・海難事例等の情報収集・分析に努める。

▽化学物質等安全データシートの活用、暴露限界値が記載されている物質については、適切な保護具の使用、必要な検知器具を備えるなど、安全管理の周知徹底に努める。

(3)安全衛生対策の推進

▽安全基準、衛生基準および作業基準の徹底に取り組む。

▽若年船員に対しては熟練船員が教育、中堅船員に対しては再教育、高年齢船員に対しては事例の多い災害に対応した教育を推進する。

▽健康教育の徹底、定期的かつ継続的な健康診断の受診、特に高年齢船員には、無料健康相談、訪船診療などを活用して健康状態を把握し、必要に応じてその特性に配慮した適切な船内労働体制を構築するように指導する。

▽パワーハラスメント防止およびメンタルヘルスケア促進についての周知啓蒙を図る。

▽労働時間規制を遵守し、休息時間を適性に確保することで、疲労やストレスの蓄積による災害や疾病の防止を図る。

(4)海難発生に伴う死傷災害の抑制

▽操練の実施やサバイバルトレーニングの受講を推進する。